

建設業退職金共済契約申込書

建設業退職金共済事業本部 殿

契約申込日 平成 2 8 年 0 4 月 0 1 日

住所 〒 1 7 0 - 8 0 5 5 東京都豊島区東池袋1-24-1	ご担当部署 総務課
	役職・氏名 総務課長 植木一夫
①申請者 フリガナ ケンセツコウギョウ 建設工業株式会社	電話番号 03(6731)2849
代表者 フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク ケンセツ タロウ 代表取締役 建設太郎	FAX番号 03(6731)2895
建設業の許可 許可番号 1 2 3 4 5 6 7	建設業許可業種区分 例 大工工事 03
②事業の 具体的内容 自社の決算日 0 3 月 3 1 日 全従業員数 0 5 0 人 常雇 0 3 5 人 既手帳所持者 0 0 5 人 今回申込数 0 0 7 人 自社退職金制度 <input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> なし	資本金額又は出資金額 2 8 8 百万円
③退職金共済 ご加入済みの退職金共済制度の欄に共済契約者番号をご記入ください。 中退共 2 2 2 2 2 3 4 清退共 林退共 7	建設業、中退共、清退共、林退共の既加入者を被共済者として届け出ます。 上記以外の者を被共済者とならない者の範囲とする場合は、記入欄に記載されている項目の中から適当に番号を記入してください。
④契約締結について従業員の見解 記入例 ⇒ 「賛成である」等の具体的な意見を記入してください。 良い制度である 代表者 氏名 (自署) 土木 次郎	建設業、中退共、清退共、林退共の既加入者を被共済者として届け出ます。 上記以外の者を被共済者とならない者の範囲とする場合は、記入欄に記載されている項目の中から適当に番号を記入してください。
⑤制度に加入した動機 <input checked="" type="checkbox"/> 発注者からの指導 <input type="checkbox"/> 元請からの指導 <input type="checkbox"/> 制度説明会	テレビ、ラジオ、新聞、機関紙 HP、パンフレット、チラシ、ダイレクトメール等
⑥反社会的勢力排除に関する同意 私は機構の反社会的勢力排除に際して、約款及び反社会的勢力対応規程を確認するとともに、下記事項について同意のうえ共済契約を申込みます。 (1) 共済契約の締結に当たっては、現在及び将来にわたって反社会的勢力に該当しないこと、暴力的な要求行為等を行わないことを誓約すること。 (2) 上記(1)の誓約にも関わらず、その後、共済契約者が反社会的勢力であることが判明したとき又は暴力的な要求行為等をしたとき、機構は無条件で退職金共済契約を解除すること。 (3) 上記(1)により退職金を非課税的に受け取ることはできません。 同意する場合には、「 <input checked="" type="checkbox"/> 同意する」にレ点をご記入ください。	

必ず契約申込日をご記入ください。

事業所の名称には、必ずフリガナをご記入ください。

事業所の名称は、法人区分を省略しないでください。
(例) 建設工業㈱ × 建設工業株式会社○

事業主・役員を除いた全従業員数をご記入ください。

常時雇用の従業員の中で建退共加入対象外の従業員数をご記入ください。

従業員の中から代表者を決めていただき、契約締結に係る意見を必ず記入し、署名を受けてください。
(中退法施行規則第74条第2項)

同意する場合には、レを付けてください。

代表取締役印、個人企業の場合は、代表者印を押印してください。

百万円単位で記入してください。

同時に加入申込する被共済者が0人の場合には、「手帳申込をしない理由書」(様式第003号)を添付してください。

建退共に参加することを決めた主な理由を1つ選びレを付けてください。

- 「建設工事区分一覧」
(事業の主たる工事区分を下記から1つ選び記入してください。)
- | | | |
|--------------------|--------------|------------|
| 1. 土木一式工事 | 11. 鋼構造物工事 | 21. 熱絶縁工事 |
| 2. 建築一式工事 | 12. 鉄筋工事 | 22. 電気通信工事 |
| 3. 大工工事 | 13. 舗装工事 | 23. 造園工事 |
| 4. 左官工事 | 14. しゅんせつ工事 | 24. さく井工事 |
| 5. とび・土工・コンクリート工事 | 15. 板金工事 | 25. 建具工事 |
| 6. 石工事 | 16. ガラス工事 | 26. 水道施設工事 |
| 7. 屋根工事 | 17. 塗装工事 | 27. 消防施設工事 |
| 8. 電気工事 | 18. 防水工事 | 28. 清掃施設工事 |
| 9. 管工事 | 19. 内装仕上工事 | |
| 10. タイル・れんが・ブロック工事 | 20. 機械器具設置工事 | |

- ☆被共済者とならない者の範囲
- 被共済者となることの告知(中退法第49条)に対し、被共済者となることに反対の意思を表明した者。
 - 所定労働時間の短い者。
 - 近い将来建設業以外で働くことが明らかなる者、又は無職となることが明らかなる者。
 - 建退共・中退共・清退共・林退共制度から不正な方法で退職金を受け、又は受け取ろうとした日から1年を経過していない者。